



佐賀県公報

平成17年
3月4日
(金曜日)
第12575号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(一〇・県民協働課) 一

告示

○特定計量器の定期検査

(一〇一・くらしの安全安心課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(一〇二・長寿社会課) 二

○地方卸売市場の廃止

(一〇三・流通課) 二

公告

○大規模小売店舗の新設に関する公示

(商工課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 三

○土地改良区役員の退任届

(農地整備課) 四

○土地改良区役員の就任届

() 四

公布された規則のあらまし

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第十号)

1 不動産登記法の改正に伴い、引用語句を改めることとした。(第一条、

第一二条、第一四関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一七年三月七日から施行することとした。

規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項、第十二条第二項及び第十四条第二項中「登記簿謄本」を

「登記事項証明書」に改める。

様式第二号中「の油沼(ア)、」の次に「登記事項証明書1張を添えて」を加える。

様式第七号の備考の2、様式第八号の備考及び様式第十号の備考中「登記簿

謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第十二号中「の油沼(ア)、」の次に「登記事項証明書1張を添えて」

を加える。

附則

この規則は、平成十七年三月七日から施行することとした。

告示

●佐賀県告示第百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十七年三月四日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	唐津市(旧浜玉町、旧北波多村、旧相知町及び旧厳木町の区域に限る。)	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査年月日	平成一七年四月六日(水)	検査時間	一〇・三〇から一五・〇〇まで	検査場所	唐津市浜玉支所
七山村	唐津市(旧呼子町、旧鎮西町及び旧肥前町の区域に限る。)	唐津市呼子支所	唐津市呼子支所	平成一七年四月二日(火)	七山村多目的研修集会施設	唐津市呼子支所	肥前武道場	唐津市鎮西支所	玄海町役場
玄海町	唐津市(旧呼子町、旧鎮西町及び旧肥前町の区域に限る。)	唐津市鎮西支所	唐津市鎮西支所	平成一七年四月一五日(金)	唐津市鎮西支所	唐津市鎮西支所	唐津市鎮西支所	唐津市鎮西支所	唐津市鎮西支所

●佐賀県告示第百二二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成十七年三月四日

佐賀県知事 古川 康

種別	サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 作礼荘	唐津市相知町中山三五四番地一	唐津市相知町中山三五五番地	平成一七・二・七

●佐賀県告示第百三三三号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成十七年三月四日

- 一 地方卸売市場の名称 佐賀県知事 古川 康
- 二 地方卸売市場鹿島魚市場武雄店
- 三 地方卸売市場の所在地 佐賀県武雄市朝日町大字甘久三五一一番地一
- 三 廃止年月日 平成十七年二月二十八日

○ 公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第91号。以下「法」という。)第五条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
平成17年3月4日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>スーパーモリナガ本店 佐賀市大字本庄字一本松1164番地 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者 株式会社スーパーモリナガ 代表取締役 堤 駒雄</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社スーパーモリナガ 代表取締役 堤 駒雄</p> <p>佐賀郡川副町大字南里757番地</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社スーパーモリナガ 代表取締役 堤 駒雄</p> <p>佐賀郡川副町大字南里757番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成17年9月26日</p> <p>(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,608平方メートル</p> <p>(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 130台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 30台 建物西側 23台 合計 53台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 72平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 29立方メートル</p>	<p>建物西側 4立方メートル 合計 33立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後11時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北西側及び南側 3か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成17年1月25日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年3月4日から 平成17年7月3日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p>
---	--

<p>平成17年3月4日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称</p> <p>武雄市西川登町大字小田志字前田17215番4、17215番7、17275番の一部及び17279番1（開発区域の範囲は、武雄土木事務所に備え付けの開発登録簿に明示し、閲覧に供する。）</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>藤津郡太良町大字大浦316番地3</p> <p>有限会社蟹御殿</p>			貞島 弘美	503番地	〃
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。</p> <p>平成17年3月4日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>			坂井 正人	佐賀市久保泉町大字下和泉110番地の1	〃
<p>〃</p>			善之 義信	〃	〃
<p>〃</p>			三好 和彦	〃	〃
<p>〃</p>			緒方 尚	神埼郡神埼町大字尾崎1402番地	〃
<p>〃</p>			中島 博文	佐賀市久保泉町大字下和泉2409番地	〃
<p>〃</p>			小柳 吉春	神埼郡神埼町大字城原695番地	平成16年10月20日就任
<p>〃</p>			金屋 保男	〃	〃
<p>〃</p>			佐藤 隆治	〃	〃
<p>〃</p>			八谷 肇	〃	〃
<p>〃</p>			西村 善之	〃	〃
<p>〃</p>			森 茂樹	佐賀市久保泉町大字下和泉1170番地	〃
<p>〃</p>			永池 弘幸	〃	〃
<p>〃</p>			坂井 房治	神埼郡神埼町大字竹1645番地の1	〃
<p>〃</p>				佐賀市久保泉町大字下和泉109番地	〃
役職名	氏名	住所			
理事	米原 正人	杵島郡北方町大字大崎1123番地の3	平成17年2月9日		
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、横落土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。</p> <p>平成17年3月4日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>					
役職名	氏名	住所	就任年月日		
理事	中尾 覺	神埼郡神埼町大字城原702番地	平成16年10月19日退任		
〃	小柳 吉春	〃	〃		
〃	綿島 澄夫	〃	〃		
〃	深川 義美	〃	〃		
〃		大字尾崎843番地の2	〃		